

平成 24 年 1 月 11 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウンティング・サポート部

実務対応報告公開草案第 37 号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い(案)」に対する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 23 年 12 月 22 日付で公表されました表記公開草案について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

(1) 税率変更後の見積実効税率の算定における分子の計算について (Q2 の A(2))

【意見】 本公開草案では、税率変更後の見積実効税率計算式の分子について「予想年間法人税等調整額は、繰延税金資産及び繰延税金負債の増減を見積ることにより計算される、年間ベースの法人税等調整額の予想額である。」としているが、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第 20 項②と同様の表現を用いてはどうか。

【理由】 本公開草案のもとになったと考えられる日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」（以下「中間税効果実務指針」という。）では、税率が変更された場合の予想年間法人税等調整額は「一時差異の予想年間増減額に当事業年度における納付税額の計算に適用される税率（法定実効税率）を乗じて計算した税額及び当事業年度末に存在すると予想される一時差異に係る税率変更の影響額との合計額」（第 20 項②）と説明されている。

しかし、本公開草案における「予想年間法人税等調整額は、繰延税金資産及び繰延税金負債の増減を見積ることにより計算される、年間ベースの法人税等調整額の予想額である。」という記述によると、当期に発生した将来減算一時差異に係る繰延税金資産のうち回収可能性のないもの（注 1）や、さらには当期首における繰延税金資産のうち当期において回収可能性が減少したもの（注 2）を見積実効税率の計算に必ず反映させるかのようにも解釈できる。

本公開草案はその目的にもあるとおり「基本的な考え方として、四半期会計基準及び四半期適用指針における税金費用の取扱いで、原則的な方法に加え、今回の改正法人税法等への対応においても、現行の実務で適用されている簡便的な取扱いの枠組みに基づいて対応できるということ」を明らかにしたものであるため、中間税効果実務指針第 20 項②と同様の表現を用いてはどうか。

（注 1）中間税効果実務指針では、見積実効税率の算定において当該部分を考慮することは明示的には求められていない。

（注 2）中間税効果実務指針では、見積実効税率の算定において当該部分を考慮するのではなく、当期首における繰延税金資産及び繰延税金負債については繰延税金資産の回収見込額を中間決算日時点で見直した上で、中間貸借対照表上に計上することになる（第 8 項）。

以 上